

# ときがわ町パートナーシップ宣誓制度

(手引き)



## ときがわ町パートナーシップ宣誓制度

### 1 制度の概要

ときがわ町では、町民一人一人が互いの人権を尊重し、多様な生き方を認め合いながら、いきいきと安心して暮らせる社会の実現を目指すため、令和3年12月1日から「ときがわ町パートナーシップ宣誓制度」を開始いたしました。

この制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力することを約したパートナーシップの関係にある一方又は双方が性的少数者であるお二人が、互いをパートナーであることを町長に対し宣誓するものです。

町は、お二人が宣誓した事実を証明する宣誓書受領証と宣誓書受領カードを交付します。

### 2 宣誓の要件

パートナーシップ宣誓制度を利用するためには、次の要件を満たしていることが必要です。

- ・ パートナーシップ関係にあること。
- ・ 成年に達していること。
- ・ お二人がときがわ町民であること。
  - ※ 一方が町内に在住し、他方が町内に転入予定の場合も宣誓できます。
- ・ 現に婚姻をしていないこと。
- ・ 現に他の方とパートナーシップにないこと。
- ・ 互いに近親者でないこと
  - ※ 近親者とは、直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいいます。
  - ※ パートナーシップの関係にある方が養子縁組をしていても宣誓できます。

### 3 宣誓に必要なもの

- ・ パートナーシップ宣誓書（様式第1号）
  - ※ 提出する際に記入していただいても、事前に記入していただいても結構です。
  - ※ 様式は、宣誓日当日にお渡しすることもできますし、町HPからダウンロードすることもできます。総務課自治人権担当窓口にも備えています。
- ・ 住民票の写し（各1通）
  - ※ お二人が同一世帯の場合は、1通で構いません。
  - ※ 住民票には、本籍地の表示は不要です。
  - ※ 宣誓時点で転入予定の方は、転入後速やかにご提出ください。
- ・ 現に婚姻していないことを証明する書類（各1通）
  - ※ 戸籍抄本や独身証明書など
  - ※ 外国籍の方は、本国が発行する婚姻要件具備証明書とその日本語訳
- ・ 本人確認書類（お二人とも）
  - ※ 個人番号カードや運転免許証、旅券（パスポート）など

#### 4 通称の使用について

町長が認める場合は、氏名と併せて通称を使用することができます。通称の使用を希望する場合は、日常の生活において使用している通称がわかる郵便物や社員証等をご提示ください。

※ 宣誓書に氏名と併せて通称を使用した場合、町が交付する宣誓書受領証及び宣誓書受領カードには、表面に通称を、裏面に氏名を記載します。

#### 5 手続きの流れ

##### ① 宣誓日の事前予約

- 宣誓を希望する日の7日前までに、電話、FAX またはメールにて、総務課自治人権担当へご連絡ください。
  - 予約時にお伝えいただきたいこと
    - 宣誓を希望する日時（平日の午前9時から午後5時まで）
    - お二人の氏名(通称を使用する場合は、通称もお伝えください。)
    - お二人の住所
    - 代表の方の氏名と日中の連絡先
- ※ 町から予約確認の連絡をします。

##### • 連絡先

ときがわ町役場総務課自治人権担当（本庁舎2階）

電話 0493-65-0401（総務課自治人権担当 直通）

電話 0493-65-1521（役場代表）

FAX 0493-65-3631

メール jichijinken@town.tokigawa.lg.jp

※ FAX、メールは24時間受信していますが、役場開庁時間外に届いたものは、翌開庁日以降の対応となります。

##### ② パートナーシップの宣誓

- ご予約の日時に、必要書類をお持ちのうえ、お二人そろってお越しください。プライバシー保護のため、個室で対応いたします。会場は事前にお伝えします。
- 宣誓書は、提出する際に記入していただいても、事前に記入して持参していただいても結構です。

##### ③ 宣誓書受領証等の交付

- 宣誓の要件を満たしていることが確認できた場合、町から宣誓書受領証と宣誓書受領カードを交付します。発行手続きに、交付まで1時間ほどお時間をいただきます。
- 宣誓書受領証は1部、宣誓書受領カードはお二人にそれぞれにお渡しします。

## 6 留意事項

- 宣誓、受領証等の発行に手数料はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく住民票の写しや戸籍抄本など必要書類の取得に関する手数料は負担していただきます。
- 転入予定の場合は、転入後に住民票の写しを提出してください。
- 受領証を紛失、き損した場合には再交付の申請ができます。
- パートナーシップを解消したなど、宣誓の要件に該当しなくなった場合には、受領証及び受領カードを町に返還する必要があります。

## 7 問合せ先

ときがわ町役場総務課自治人権担当（本庁舎2階）

所在地 ときがわ町大字玉川 2490 番地

電 話 0493-65-0401（総務課自治人権担当 直通）

電 話 0493-65-1521（役場代表）

F A X 0493-65-3631

メール [jichijinken@town.tokigawa.lg.jp](mailto:jichijinken@town.tokigawa.lg.jp)